

廣 告 掲 載 取 扱 要 領

「京都市サイクルサイト」への広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	京都市サイクルサイト
	ホームページアドレス	https://kyoto-bicycle.com/
	ホームページの内容	自転車政策に関する様々な情報を提供するホームページです。駐輪場情報（民間施設も含む）の検索システム、撤去自転車照会システム、ルール・マナー、自転車保険、レンタサイクル、サイクリング等について掲載しています。
	アクセス数	月間アクセス件数（PV数） 約105,500件（令和4年度平均（1月まで）。このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。）
広告の規格	広告掲載位置	各ページの下部 （個別の位置については指定できません） ※スマートフォンページにも対応しています。
	広告データ	縦60ピクセル、横140ピクセル ファイル形式は、GIF（アニメ不可、透過型不可）又はJPEG データ容量は1バナーにつき20キロバイト以内
	枠数	20枠 （複数の枠を合わせて大きいサイズのバナーとして掲載することも可能ですので、ご相談ください。）
	その他の仕様	・「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。 ・バナーから広告主ホームページへは直リンク可能とします。 ・ALT属性は自由に設定することができます。 ・点滅、切り替わりの他、動きのあるバナーは使用しないでください。 ・文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるよう配慮してください。 ・解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 ・広告枠に、次の文章を掲載します。 「広告をクリックすると別ウィンドウが開いて外部サイトへリンクします。（注意）本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」
掲載条件	広告料金（税込み）	1枠当たり月額 5,000円 ※年間掲載のお申込みをいただいた場合は、 年額50,000円／枠とさせていただきます。
	広告掲載期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間中、任意の期間を指定できます。 ※原則として、各月の初日から月末までの1箇月を単位とし、1箇月に満たない場合も1箇月分の広告掲載料をいただきます。

	広告原稿の入稿期限	掲載開始の5開庁日前 ※開庁日とは、土・日曜・祝日、年末年始を除く京都市の開庁日をいいます。
	広告原稿の入稿方法	広告画像は広告掲載者側において作成し、完全データで入稿していただきます。
掲載基準	関係規程 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし
申込手続等	申込資格	広告代理店等又は広告主とします。 その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続等について」でご確認ください。 (https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html)
	申込方法	・ 所定の広告掲載申込書（第3号様式）に必要事項を記載のうえ、以下の申込先にご提出ください。 （持参、Eメール、ファックス又は郵送） ・ 京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類のご提出をお願いすることになります。 ・ 詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続等について」でご確認のうえ、申込書と併せてご提出ください。
	申込期間	令和5年3月1日（水）から全枠決定するまで。 書類の受付は、本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）行います。
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。
その他	その他の留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告掲載者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページを参照してください。 ・ 広告原稿の入稿までに、広告原稿案の事前審査を受けていただきます。（内容により、修正等をお願いする場合があります。）また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差し替えが可能です。（新しいデータをご用意ください。）ただし、原則として、差し替えは各月の初日においてのみ可能とします。 ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料は返還いたしません。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告取扱事業者の責任及び負担において解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。

	お申込み・お問い合わせ先	京都市建設局自転車政策推進室（担当：小出、高橋） 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 電話番号 075-222-3565 FAX 075-213-0017 Eメール jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp
--	--------------	---